

平成28年10月 土木工事積算基準等正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考																																																																																																										
漁港編	P143 間接-59 2)	<table border="1" data-bbox="407 284 1205 405"> <tr> <td rowspan="5">地盤改良機</td> <td>中層混合処理機</td> <td>-</td> <td>60以下</td> <td>16.0</td> <td>2.4</td> <td>229</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> <td>120以下</td> <td>41.2</td> <td>18.9</td> <td>190</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>サンドバブル打設 粉体噴射機</td> <td>-</td> <td>60以下</td> <td>16.0</td> <td>2.4</td> <td>191</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>深層混合処理機</td> <td>-</td> <td>120以下</td> <td>41.2</td> <td>6.3</td> <td>190</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ペーパードレイン打設</td> <td>-</td> <td>180以下</td> <td>64.6</td> <td>9.9</td> <td>189</td> <td>3</td> </tr> </table>	地盤改良機	中層混合処理機	-	60以下	16.0	2.4	229	3		-	120以下	41.2	18.9	190	3	サンドバブル打設 粉体噴射機	-	60以下	16.0	2.4	191	3	深層混合処理機	-	120以下	41.2	6.3	190	3	ペーパードレイン打設	-	180以下	64.6	9.9	189	3	<table border="1" data-bbox="1234 284 2031 405"> <tr> <td rowspan="5">地盤改良機</td> <td>中層混合処理機</td> <td>-</td> <td>60以下</td> <td>16.0</td> <td>2.4</td> <td>229</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> <td>120以下</td> <td>41.2</td> <td>6.3</td> <td>190</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>サンドバブル打設 粉体噴射機</td> <td>-</td> <td>60以下</td> <td>16.0</td> <td>2.4</td> <td>191</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>深層混合処理機</td> <td>-</td> <td>120以下</td> <td>41.2</td> <td>6.3</td> <td>190</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ペーパードレイン打設</td> <td>-</td> <td>180以下</td> <td>64.6</td> <td>9.9</td> <td>189</td> <td>3</td> </tr> </table>	地盤改良機	中層混合処理機	-	60以下	16.0	2.4	229	4		-	120以下	41.2	6.3	190	3	サンドバブル打設 粉体噴射機	-	60以下	16.0	2.4	191	3	深層混合処理機	-	120以下	41.2	6.3	190	3	ペーパードレイン打設	-	180以下	64.6	9.9	189	3																																			
地盤改良機	中層混合処理機	-		60以下	16.0	2.4	229	3																																																																																																						
		-		120以下	41.2	18.9	190	3																																																																																																						
	サンドバブル打設 粉体噴射機	-		60以下	16.0	2.4	191	3																																																																																																						
	深層混合処理機	-		120以下	41.2	6.3	190	3																																																																																																						
	ペーパードレイン打設	-	180以下	64.6	9.9	189	3																																																																																																							
地盤改良機	中層混合処理機	-	60以下	16.0	2.4	229	4																																																																																																							
		-	120以下	41.2	6.3	190	3																																																																																																							
	サンドバブル打設 粉体噴射機	-	60以下	16.0	2.4	191	3																																																																																																							
	深層混合処理機	-	120以下	41.2	6.3	190	3																																																																																																							
	ペーパードレイン打設	-	180以下	64.6	9.9	189	3																																																																																																							
	P514 総則-20 (6)	<p>1-14 冬期の歩掛補正</p> <p>1-14-1 冬期歩掛補正基準</p> <p>(1) 冬期屋外作業の歩掛補正は、11月1日以降に入札する測量、調査及び設計業務を対象とする。 その他、10月に入札するもので全屋外作業（外業）期間に占める冬期間（11月1日から3月31日まで）の割合が2分の1を超える場合について対象とする。</p> <p>(2) 歩掛補正は、屋外作業（外業）に従事する者を対象に行う。</p> <p>(3) 歩掛の補正は、期間別に次表の割合を標準として行う。</p> <p style="text-align: center;">歩 掛 補 正 率 表</p> <table border="1" data-bbox="427 831 1155 1050"> <thead> <tr> <th rowspan="2">屋外作業の開始月</th> <th colspan="5">屋外作業の終了月</th> </tr> <tr> <th colspan="5">冬 期 割 増 率 (単位は%)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 設計変更等により工期に伸縮を生ずる場合の補正率は、原則として当初設計の補正率による。ただし、当初補正率によることが著しく不適当なものについては、別途積算すること。</p> <p>(5) 歩掛の補正は、直接人件費・賃金に対して補正するものとし、次式により冬期補正直接人件費・賃金を算出して積算する。 冬期補正設計直接人件費・賃金＝基本設計直接人件費・賃金×(1+冬期割増率)</p> <p>(6) <u>測量、地質調査、設計、調査・計画業務に伴う現地調査については歩掛補正の対象とする。</u> <u>なお、現地踏査については歩掛補正の対象外とする。</u></p>	屋外作業の開始月	屋外作業の終了月					冬 期 割 増 率 (単位は%)						11月	12月	1月	2月	3月	10月	—	2	3	3	3	11月	—	3	3	4	3	12月	—	4	5	4	4	1月	—	—	5	5	4	2月	—	—	—	4	3	3月	—	—	—	—	2	<p>1-14 冬期の歩掛補正</p> <p>1-14-1 冬期歩掛補正基準</p> <p>(1) 冬期屋外作業の歩掛補正は、11月1日以降に入札する測量、調査及び設計業務を対象とする。 その他、10月に入札するもので全屋外作業（外業）期間に占める冬期間（11月1日から3月31日まで）の割合が2分の1を超える場合について対象とする。</p> <p>(2) 歩掛補正は、屋外作業（外業）に従事する者を対象に行う。</p> <p>(3) 歩掛の補正は、期間別に次表の割合を標準として行う。</p> <p style="text-align: center;">歩 掛 補 正 率 表</p> <table border="1" data-bbox="1261 831 1989 1050"> <thead> <tr> <th rowspan="2">屋外作業の開始月</th> <th colspan="5">屋外作業の終了月</th> </tr> <tr> <th colspan="5">冬 期 割 増 率 (単位は%)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 設計変更等により工期に伸縮を生ずる場合の補正率は、原則として当初設計の補正率による。ただし、当初補正率によることが著しく不適当なものについては、別途積算すること。</p> <p>(5) 歩掛の補正は、直接人件費・賃金に対して補正するものとし、次式により冬期補正直接人件費・賃金を算出して積算する。 冬期補正設計直接人件費・賃金＝基本設計直接人件費・賃金×(1+冬期割増率)</p> <p>(6) <u>設計業務若くは技術者が行う現地調査及び現地踏査等については、歩掛補正の対象外とする。</u> <u>ただし、別途個別に外業を定めている歩掛については、この限りではない。</u></p>	屋外作業の開始月	屋外作業の終了月					冬 期 割 増 率 (単位は%)						11月	12月	1月	2月	3月	10月	—	2	3	3	3	11月	—	3	3	4	3	12月	—	4	5	4	4	1月	—	—	5	5	4	2月	—	—	—	4	3	3月	—	—	—	—	2	
屋外作業の開始月	屋外作業の終了月																																																																																																													
	冬 期 割 増 率 (単位は%)																																																																																																													
	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																									
10月	—	2	3	3	3																																																																																																									
11月	—	3	3	4	3																																																																																																									
12月	—	4	5	4	4																																																																																																									
1月	—	—	5	5	4																																																																																																									
2月	—	—	—	4	3																																																																																																									
3月	—	—	—	—	2																																																																																																									
屋外作業の開始月	屋外作業の終了月																																																																																																													
	冬 期 割 増 率 (単位は%)																																																																																																													
	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																									
10月	—	2	3	3	3																																																																																																									
11月	—	3	3	4	3																																																																																																									
12月	—	4	5	4	4																																																																																																									
1月	—	—	5	5	4																																																																																																									
2月	—	—	—	4	3																																																																																																									
3月	—	—	—	—	2																																																																																																									

2) 使用機械の運転日数および労務歩掛

分解・組立に使用するクレーンの運転日数と労務歩掛は、下表により算定する。

機 械 区 分	規 格 区 分	機 械 質 量 区 分	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解+組立)	クレーン 運転歩掛 (日) (分解+組立)	運搬費 等 率 (%)	雑材 料率 (%)	
ブルドーザ	21t級以下	—	2.8	2.1	134	21	
	44t級以下	—	4.6	3.4	132	21	
	63t級以下	—	8.4	6.2	90	14	
バックホウ系	山積1.4m ³ 以下 (油圧クラムシェル・テレスコピック 0.4m ³ 以上0.6m ³ 以下含む)	—	2.7	1.4	216	24	
	山積2.1m ³ 以下	—	4.5	2.3	221	25	
クローラクレーン系	35t吊以下 (クラムシェル平積0.6m ³ 含む)	—	3.0	0.8	384	22	
	80t吊以下 (クラムシェル平積2.0m ³ 以下含む)	—	5.5	1.5	375	21	
	150t吊以下 (クラムシェル平積3.0m ³ 以下含む)	—	11.3	3.1	287	16	
	300t吊以下	—	20.5	5.7	286	16	
トラッククレーン	120t吊以下	—	4.3	1.5	439	97	
	160t吊以下	—	5.7	1.9	454	100	
	360t吊以下	—	11.7	4.0	443	97	
	550t吊以下	—	20.9	7.1	446	98	
クローラ式杭打機	—	60t以下	8.6	2.1	148	2	
	—	100t以下	15.5	3.7	149	2	
	—	150t以下	23.5	5.6	148	2	
ウォークング掘削機 (クローラ式)	—	—	3.9	3.4	515	5	
ウォークング掘削機 (据置式・全旋回型)	—	—	4.9	1.7	483	4	
地盤改良機械	中層混合処理機	—	60t以下	16.0	2.4	229	4
		—	120t以下	41.2	6.3	190	3
	サンドパイル打設 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ベーパードレーン打設	—	60t以下	16.0	2.4	191	3
		—	120以下	41.2	6.3	190	3
		—	180t以下	64.6	9.9	189	3

注) 1. 上記歩掛は、分解・組立の合計であり、内訳は分解50%、組立50%である。

2. 本歩掛には標準的作業に必要な装備品、専用部品は含まれている。

3. 運搬費等には下記の①から⑤の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。

- ①トラックおよびトレーラによる運搬費〔往復〕(誘導車、誘導員含む)
- ②自走による本体の賃料・損料
- ③運搬中の本体賃料・損料
- ④分解・組立時の本体賃料
- ⑤ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

4. 雑材料は分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①～②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

- ①分解・組立時の本体賃料
- ②ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

1-14 冬期の歩掛補正

1-14-1 冬期歩掛補正基準

- (1) 冬期屋外作業の歩掛補正は、11月1日以降に入札する測量、調査及び設計業務を対象とする。
 その他、10月に入札するもので全屋外作業（外業）期間に占める冬期間（11月1日から3月31日まで）の割合が2分の1を超える場合について対象とする。
- (2) 歩掛補正は、屋外作業（外業）に従事する者を対象に行う。
- (3) 歩掛の補正は、期間別に次表の割合を標準として行う。

歩掛補正率表

屋外作業の終了月 屋外作業の開始月	冬期割増率 (単位は%)				
	11月	12月	1月	2月	3月
10月	—	2	3	3	3
11月	—	3	3	4	3
12月	—	4	5	4	4
1月	—	—	5	5	4
2月	—	—	—	4	3
3月	—	—	—	—	2

- (4) 設計変更等により工期に伸縮を生ずる場合の補正率は、原則として当初設計の補正率による。ただし、当初補正率によることが著しく不適当なものについては、別途積算すること。
- (5) 歩掛の補正は、直接人件費・賃金に対して補正するものとし、次式により冬期補正直接人件費・賃金を算出して積算する。

$$\text{冬期補正設計直接人件費・賃金} = \text{基本設計直接人件費・賃金} \times (1 + \text{冬期割増率})$$
- (6) 設計業務等技術者が行う現地調査及び現地踏査等については、歩掛補正の対象外とする。
 ただし、別途個別に外業を定めている歩掛については、この限りではない。

1-14-2 冬期歩掛補正基準の運用

(1) 屋外作業期間の設定について

屋外作業期間とは、発注される業務の中で屋外作業に要する期間である。

なお、屋外作業（外業）と屋内作業（内業）が交互に混在している場合は、最初の屋外作業（外業）開始日から最後の屋外作業（外業）終了日までを外業期間とする。よって外業期間は、当初発注前に作業内容及び工程等を十分に把握し経済的な屋外作業期間を設定しなければならない。

(2) 労務費の補正について

労務費の補正は、補正の対象となる外業期間の外業歩掛について補正する。

(3) 労務費以外の補正について

旅費交通費、機械損料及び工期については補正しない。